

告 示

埼玉県告示第八百二十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年六月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）西上尾ショッピングセンター

埼玉県上尾市今泉（大谷北部第二土地区画整理事業地内）

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

埼玉県の『大型店、チェーン店の地域商業貢献に関するガイドライン』また『上尾市商業の振興に関する基本条例』に基づき、まちづくりへの協力や上尾商工会議所・上尾商店街連合会・地域商店街へ加入をして、地域を構成する事業者の一員であることを自覚していただきたいと考えます。

第五次上尾市総合計画に記載がされている通り、上尾駅周辺の中心市街地では、上尾駅の整備と駅東西自由通路の拡幅がされ、また中山道東側地区再開発が現在進捗中であり、上尾駅を中心にした『にぎわいのある交流拠点』を目指し民間事業も含め整備改善が進んでいます。中心市街地空洞化を助長する可能性がある上尾駅と（仮称）西上尾ショッピングセンターまでの区間を運行する『ショッピングバス』については大いに疑問です。

二 縦覧期間

平成二十四年六月十二日から平成二十四年七月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター